

鎌倉市パートナーシップ宣誓制度 ご利用の手引き



鎌 倉 市
令和7年（2025年）4月

目 次

1	パートナーシップ宣誓制度とは	1
2	パートナーシップ宣誓制度を利用できる方	2
3	宣誓の際に必要なもの	3
4	宣誓までの流れ	4
5	パートナーシップ宣誓制度自治体間相互利用について	5
6	Q & A	6
7	鎌倉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱	8

1 パートナーシップ宣誓制度とは

鎌倉市は、年齢、性別、性的指向や性自認、障害や病気の有無、家族のかたち、職業、経済状況、国籍、文化的背景などが様々に異なる人たちが、どのような立場になっても、自分らしくいられる共生社会を目指しています。

この理念に基づき、令和元年12月から鎌倉市パートナーシップ宣誓制度を始めました。

パートナーシップ制度は、互いを人生のパートナーとして、日常生活において、経済的、精神的に相互に支え合い、協力し合うことを約した関係にあることを市長が確認し、公に証明するものです。

法律上の婚姻とは異なりますが、パートナーシップ制度の導入により、性的マイノリティをはじめとする多様性への理解が進み、差別や偏見のない誰もが自分らしく安心して暮らせるまちの実現が期待されます。

2 パートナーシップ宣誓制度を利用できる方

パートナーシップ宣誓制度を利用できる方は、以下の項目すべてに該当する方です。

(1)	双方が成年（18 歳）に達していること。
(2)	互いを人生の伴侶として、日常生活における経済的、物理的かつ精神的に相互に支え合い、協力し合うことを約した 2 人であること。
(3)	双方に配偶者がいないこと及び他の者とパートナーシップにないこと。
(4)	下記の住所要件のいずれかを満たしていること。 ア 双方が鎌倉市内に居住しかつ住民登録があること。 イ 一方が鎌倉市内に住所を有し、他の一方が鎌倉市へ転入を予定していること。 ウ 双方が鎌倉市内への転入を予定していること。
(5)	双方が近親者でないこと。 （直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族の関係にないこと。） 【三親等の範囲】 <pre> graph TD GP1[③曾祖父母] --- GP2[②祖父母] GP2 --- P1[①父母] P1 --- S[配偶者] S --- C[①子ども] C --- G[②孫] G --- GG[③ひ孫] S --- S1[①配偶者] S --- S2[②配偶者] S --- S3[③配偶者] P1 --- U[③おじ・おば] P1 --- B[②兄弟姉妹] P1 --- O[③おい・めい] </pre>

3 宣誓の際に必要なもの

(1) パートナーシップ宣誓書 (※)

(2) パートナーシップの宣誓に関する確認書 (※)

※ (1)、(2) は、地域共生課窓口にあります。

宣誓書への記入は、原則、宣誓される当日に記入していただきます。

(3) 住民票の写し (世帯の一部 (ご本人) の住民票で可)

- ・ 1人1通の提出をお願いします。
- ・ 2人が同一世帯の場合は、お二人が記載された住民票1通で結構です。
- ・ 本籍地の記載は不要です。
- ・ 発行日から3か月以内の住民票をご持参ください。

(4) 独身であることを証明する書類 (戸籍抄本・独身証明等)

- ・ 1人1通の提出をお願いします。(発行日から3か月以内のもの)
- ・ 外国籍の方は、大使館等の公的機関が発行する婚姻要件具備証明書 又はこれに準ずる独身であることを証明する書類に日本語訳を添付してください。

(5) 性別違和などの理由により、通称名での宣誓を希望される方は、通称名を日常的に使用していることを確認できる書類。(通称名で届いた郵便物や社員証等の写しなど)

(6) 本人確認書類

1点 (枚) の提示でよいもの (例)	2点 (枚) の提示が必要なもの (例)
・ 運転免許証 ・ マイナンバーカード ・ 住民基本台帳カード (顔写真付き) ・ 旅券 (パスポート) ・ 運転経歴証明書 (H24.4.1以降交付の物) ・ 海技免状 ・ 小型船舶操縦士免許証 ・ 電気工事士免状 ・ 在留カード ・ 特別永住者証明書 ・ 身体障害者手帳	・ 健康保険証、介護保険の被保険者証 ・ 共済組合員証 ・ 年金手帳 ・ 各種年金証書 ・ 住民基本台帳カード (顔写真なし) ・ 学生証 (※) ・ 社員証、身分証明書 (※) (※) 書類2点のみの提示ではお受けできませんので、健康保険証などに加えてご提示ください。

- ・ 住民票の写しや戸籍抄本等の交付手数料は、ご自身の負担となります。
- ・ 有効期限があるものについては、有効期限内のものに限ります。

4 宣誓までの流れ

(1) お二人が、対象者の要件に該当するかご確認ください。

対象者の要件は、2ページの「2 パートナーシップ宣誓制度を利用できる方」をご確認ください。



(2) 電話で宣誓日時の予約をお願いします。

要件に該当し、宣誓をご希望の場合は、地域共生課宛に、電話で、宣誓にお越しいただく日時の事前予約をお願いします。

- ・ 宣誓日時の調整、必要書類等の確認をします。
- ・ 宣誓希望日の1週間前までにお電話で予約してください。

【宣誓日時】

月曜日から金曜日（祝祭日、年末年始を除く）
午前9時から午後4時まで

【宣誓場所】

鎌倉市役所内会議室等

【予約及び問い合わせ先】

鎌倉市共生共創部地域共生課

電 話：0467-61-3870

メール：jinken-danjo@city.kamakura.kanagawa.jp



(3) 宣誓日当日までに必要書類を揃えてください。

- ・ 必要書類は、3ページの「3 宣誓の際に必要なもの」をご確認ください。
- ・ 必要書類の取得に係る交付手数料は、ご自身の負担となります。



(4) 予約した日時にお二人で指定の場所にお越しください。

- ・ 必要書類をご持参ください。（必要書類は、3ページをご確認ください。）
- ・ 本人確認種類による本人確認、必要書類の確認、対象要件を満たしているかを確認します。
- ・ パートナーシップ宣誓書にご記入いただきます。



(5) パートナーシップ宣誓書受領証の交付

- ・ 要件を満たしていることが確認できた場合、パートナーシップ宣誓書受領証を原則即日交付します。
- ・ 通称名を使用する場合は、宣誓書受領証の裏面に戸籍上の氏名を記載します。

5 パートナーシップ宣誓制度自治体間相互利用について

パートナーシップ宣誓制度を実施している横須賀市、逗子市、葉山町、三浦市、鎌倉市の4市1町は、同制度を利用している方が、4市1町の間で住所を異動しても安心していきいきと生活し、個性を発揮できるよう支援することを目的に「パートナーシップ宣誓制度自治体間相互利用」を実施しています。

【自治体間相互利用の概要】

横須賀市、逗子市、葉山町、三浦市、鎌倉市で、パートナーシップ宣誓を行った方が、4市1町の間で住所を異動する場合、転出時に継続利用申請を行うことで、転出先で新たな宣誓を行うことなく宣誓が継続し、既に交付済みの宣誓証明書または宣誓書受領証が継続使用できるものです。

これにより、利用者の方の手続きの負担と精神的な負担を軽減しサービスの向上を図ろうとするものです。今後、県内自治体でパートナーシップ宣誓制度を開始した自治体へ加入を促し、利用者の利便性を高めていきます。

【参考】パートナーシップ宣誓書受領証（4.7 cm×7.6 cm）

パートナーシップ宣誓書受領証	
鎌倉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。	
本人	パートナー
_____ 年 月 日生 第 号	_____ 年 月 日生
	_____ 年 月 日 印 鎌 倉 市 長

表面

鎌倉市は、すべての人が、お互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる、共生社会の実現を目指しています。
この受領証により、法律上の効果が生じるものではありませんが、お二人が人生のパートナーとして、鎌倉市で末永く幸せに自分らしく活躍されることを願います。
戸籍上の氏名(通称を使用している場合) 本人: _____ パートナー: _____
特記事項

裏面

6 Q & A

Q 1 パートナーシップの宣誓に費用はかかりますか？

宣誓や宣誓書受領証の交付に費用はかかりません。

ただし、宣誓に必要な住民票や戸籍抄本などの交付手数料はご自身の負担になります。

Q 2 宣誓書受領証は、宣誓日当日に交付されますか？

原則、宣誓日当日に交付します。

受付から、交付までに約1時間前後かかりますので、あらかじめご了承ください。

Q 3 通称名は使用できますか？

性別違和などにより、日常的に通称名を使用している方は、通称名で宣誓ができます。

ただし、通称名で届いた郵便物や社員証など、通称名を日常的に使用していることを確認できる書類の写しをご持参ください。

なお、通称名での宣誓の場合、宣誓書受領証の表面に通称名、裏面に戸籍上の氏名を記載します。

通称名は、本制度のみ使用できます。

Q 4 郵送でのパートナーシップ宣誓はできますか？

郵送での宣誓は行っておりません。

宣誓の際は、プライバシーに配慮したスペースの確保が必要なため、事前予約のうえ、お2人で市役所にお越しください。

Q 5 養子縁組をしています宣誓できますか？

パートナーシップのお二人がやむを得ない事情で養子縁組をした場合は、宣誓できます。

Q 6 宣誓は、同性カップルしかできないのですか？

同性カップルに限らず、事実婚、トランスジェンダー、Xジェンダー、クエスチョニングの方々など、異性間のカップルであっても宣誓できます。

Q 7 性的マイノリティではない事実婚の二人は宣誓できますか？

宣誓できます。

性的マイノリティの方をはじめ、様々な事情により婚姻の届出を選択しない方など、すべての人たちが、自分らしくいられる共生社会の実現を目指し、多様性の理解促進に努めます。

Q 8 婚姻制度とパートナーシップ宣誓制度の違いはなんですか？

法に定める婚姻を行うと扶養義務や相続権、税の控除など様々な法律上の権利や義務、保護が発生します。

パートナーシップ宣誓制度は、鎌倉市の要綱により実施するため、婚姻のような法的な権利や義務、保護が伴うものではありません。

Q 9 法的効果がないのに実施する理由は？

当事者のお二人が人生のパートナーとして安心して生活ができる社会の実現に向けて、市がその意思に寄り添い、当事者の方の生きづらさの軽減、性的指向や性自認に対する差別解消を図り、多様性に対する社会的理解を促進することで共生社会の実現を図ることを目的に実施するものです。

Q10 宣誓書受領証の交付を受けるとどんなメリットがありますか？

宣誓書受領証は、鎌倉市の内部規定である要綱に基づく制度であり、法律婚のような法的保護等のメリットはありません。

宣誓書受領証を持つことの意義は、お二人の気持ちを行政が尊重し受け止めること及びお二人の関係を公に認めることにあります。

Q11 成りすましや偽造等の悪用をされませんか？

宣誓を受ける際には、戸籍など独身であることを証明する書類の提出と、身分証明書による本人確認を行うことで、成りすまし等の悪用を防止します。

なお、宣誓の要件に該当しないことが判明した場合、当該パートナーシップを無効とし、宣誓書受領証の返却を求めます。

Q12 なぜ住民票や戸籍などが必要なのですか？

パートナーシップ制度の要件である、市内に居住していることや独身であることを確認するためです。申請時点、市内に転入予定の方は、現在の住民票の他に、転入した際に、再度、本市の住民票を提出していただきます。

Q13 市外に転出する際は、宣誓書受領証は返還が必要ですか？

一方又は双方が市外へ転出したとき、双方の意思によりパートナーシップが解消されたときは、宣誓書受領証を鎌倉市に返還する必要があります。

ただし、パートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定を締結している横須賀市、逗子市、葉山町、三浦市に転出する場合は、転出時に継続利用申請を行うことで転出先でも使用することができます。

Q14 宣誓は、二人で行かないとだめですか？

本人確認とお二人の意思を確認のうえ、パートナーシップ宣誓書に署名をいただくため、お二人でお越しください。

7 参 考

鎌倉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、すべての人が、お互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関りを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる共生社会の実現を目指し、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常の生活において、経済的又は物理的、かつ、精神的に相互に協力し合うことを約した2人の者の関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップにある双方が、市長に対し、パートナーシップであることを誓うことをいう。

(宣誓の対象者)

第3条 宣誓することができる者は、次の各号に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 双方が民法第4条の定める成年に達していること。
- (2) 住所について次のいずれかに該当すること。
 - ア 双方が市内に住所を有していること。
 - イ 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が市内への転入を予定していること。
 - ウ 双方が市内への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者がいないこと及び宣誓をしようとする相手以外の者とのパートナーシップがないこと。
- (4) 宣誓をしようとする者同士が近親者(直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。)でないこと。ただし、パートナーシップにある者が養子縁組をしている場合を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、揃って市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書(第1号様式)に自ら記入し、市長に提出するものとする。

2 宣誓書には、宣誓をしようとする両者の次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 戸籍抄本その他、独身であることを確認できる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 宣誓をしようとする両者は、宣誓する日時等について事前に市と調整するものとする。

4 宣誓書は、市長が指定する場所において受領するものとする。

5 当該パートナーの一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができないときは、両者の立会いの下で他の者に代書させることができるものとする。

(本人確認)

第5条 市長は、宣誓をしようとする両者が、本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明証等であって、本人の顔写真が貼付されたもの。

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類の提示をすることができない場合は、市長が適当と認める書類の提示を求めることにより、本人であることを確認することができる。

(受領証の交付)

第6条 市長は、第4条の規定により宣誓がなされた場合、提出のあった宣誓書、添付書類等を確認し、適切であると認められるときは、当該宣誓をした両者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証(第2号様式。以下「受領証」という。)を交付するものとする。

(受領証の再交付)

第7条 前条の規定により受領証の交付を受けた者は、当該受領証の紛失、毀損等の事情により受領証の再交付を希望するときは、第11条の規定に基づき宣誓書が保存されている場合に限り、パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書(第3号様式)により申請することができる。

2 前項の申請があったときは、市長は受領証を再交付するものとする。

(受領証の返還)

第8条 受領証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届(第4号様式)に交付を受けた受領証を添付し、市長に届け出なければならない。

(1) 双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき。ただし、双方の意思によることのできない特別な事情がある場合は、この限りではない。

(2) 一方又は双方が市外に転出したとき。(一時的な場合及び双方が次条で規定する協定を締結している自治体で用いる場合を除く。)

(3) 第3条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき、又は宣誓書を提出した時点において同条各号に掲げる要件に該当していなかったことが判明したとき。

(自治体間での相互利用)

第9条 受領証の交付を受けた者は、本市がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定(以下「協定」という。)を締結している自治体へ転出する場合で、「パートナーシップ宣誓書受領証継続使用届出書」(第5号様式)を提出したときは、継続して本市が交付した受領証を使用することができる。

2 本市と協定を締結している自治体から本市に転入した者で、当該自治体で継続使用の届出をした者は、当該自治体が交付した受領証等を本市において継続して使用することができる。

3 前項の規定により継続使用している受領証等の再交付については、第7条の規定を準用する。

4 第2項の規定により継続して受領証等を使用している者が第8条各号に該当したときは、同条の規定を準用する。

(通称名の使用)

第10条 宣誓をしようとする者は、性別違和等で市長が特に必要があると認める場合は、パートナーシップの宣誓における氏名について、戸籍上の氏名と併せて、通称名を用いることができる。

(宣誓書の保存)

第11条 市長は、宣誓書を30年間保存するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和元年12月4日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則 (令和4年12月16日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

お問い合わせ・ご相談は
鎌倉市 共生共創部 地域共生課 人権・男女共同参画担当
電話：0467-61-3870
Mail：jinken-danjo@city.kamakura.kanagawa.jp